

事後評価シート

県土整備部

番号	事業名 箇所名	市町村名	事業概要	事業期間			事業費 (百万円)	対象 理由	事後評価の結果 ※2	総合評価	担当課	特記事項
				着手	※1 再評価	完成						
	道路事業 都城東環状線 今町工区	都城市	延長 L=3,200m 幅員 W=7.0(10.5)m	H13		H22	8,099	①	<p>【事業の目的】 都城東環状線今町工区を一部に含む都城志布志道路は、志布志港と都城地域を結ぶ広域ネットワークを形成し、交通拠点への連絡強化や物流の効率化など地域の産業・経済の発展に寄与する道路である。 本区間は、事業中の「国道10号都城道路」と一体となって環状道路を成し、国道10号甲斐元交差点付近冠水箇所や都城中心部の渋滞箇所を迂回することで、交通の円滑化を図ることを目的としている。</p> <p>【事業効果の発現状況】 バイパスの整備により幅員狭小や線形不良の隘路区間が解消され、走行速度が改善された。</p> <p>時間短縮効果 改良前 L=4.1km 平均速度35km/h 所要時間 7.0分 改良後 L=3.2km 平均速度70km/h 所要時間 2.7分(約6割の時間短縮)</p> <p>国道10号都城道路(平塚IC～五十町IC)と一体となって、国道10号甲斐元交差点付近冠水ポイントを回避できるようになった。</p> <p>【事業による環境の変化や環境保全】 切土及び盛土が発生することから法面緑化を実施し、現在は周辺の植生にもなじんでおり、事業による環境の変化は見られない。</p> <p>【施設の維持管理状況】 適正に維持管理されており、道路管理上の問題はない。</p> <p>【今後の事業評価の必要性】 当該区間の改良により、円滑な交通が確保され、所要時間が短縮されたことで、交通拠点へのアクセスが向上するなど、所定の効果が発現しており、更なる事後評価は必要ないものと考えられる。</p> <p>【改善措置の必要性】 当該区間の改良により走行性や交通拠点等へのアクセスが向上しており、今後の改善措置は必要ないものと考えられる。</p> <p>【同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性】 特になし。</p>	事業効果が認められる	道路建設課	なし

(対象理由) ①全体事業費が基準額以上であり、かつ事業完了後一定期間が経過した事業  
②再度、事後評価の必要があると判断した事業

※1 再評価の実施年度については、直近のものを記載すること。  
※2 事後評価の際には、出来る限り客観的な数値を記載すること。